

令和6年度 杉並区介護保険サービス事業者集団指導

介護保険サービス事業者指定関係について

○ 地域密着型サービス

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、
地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、
認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、
看護小規模多機能型居宅介護)

○ 総合事業



杉並区 保健福祉部 介護保険課

令和7年3月14日～31日

【目次】

- 変更届について . . . 3 ページ
- 廃止届・休止届について . . . 9 ページ
- 地域の連携について . . . 10 ページ
- 介護職員等処遇改善加算について . . . 11 ページ
- 協力医療機関に関する届出書について . . . 12 ページ
- 指定更新について . . . 13 ページ

申請事項・記載事項に関する変更届について

○ 申請者（法人代表者等）の変更届

変更届の変更欄に記載して提出してください。

（名称や所在地等が変更の場合は「登記事項証明書」（原本）が必要になります。）

○ 事業所（管理者等）の変更届

変更届に「記載事項（付表）」を添付して提出してください。

（届出内容により「勤務形態一覧」や「資格証等」の添付が必要になる場合があります。）

介護報酬（加算関係）に関する変更届について

○ 新たに加算を取得する場合

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書に「体制状況一覧」を添付して提出してください。

（届出内容により「勤務形態一覧」や「資格証等」の添付が必要になる場合があります。）

※ 栄養アセスメント加算等

○ 加算の区分を変更する場合

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書に「体制状況一覧」を添付して提出してください。

（届出内容により「勤務形態一覧」や「資格証等」の添付が必要になる場合があります。）

※ 個別機能訓練加算等

変更届の提出期限①（加算関係） について

○ 加算を取得する場合

加算を取得しようとする**前月の15日**までに提出してください。

（16日以降の場合は翌々月からの加算の取得になります。）

※ 認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は算定しようとする月の1日までに提出してください。

○ 令和6年度報酬改定における経過措置の終了に係る届出

令和7年4月1日までに**介護給付費算定に係る体制等に関する届出書に体制状況一覧**を添付して提出してください。

届出がない場合は「減算型」とみなされます。

対象サービス：定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（短期利用型のみ）

変更届の提出期限②（その他の届出事項） について

○ 加算を伴わない場合

変更事由の発生した日から**10日以内**に提出してください。

変更する事由によっては、添付書類が必要になる場合があります。

※ 事業所の所在地や室内のレイアウトが変更になる場合は変更する 1か月前までにご相談ください。

指定を受けているサービスによっては、基準に適合しているかの
現地の確認をする場合があります。

○ **変更届**に添付する書類については、**区ホームページ**にて確認してください。

トップページ> 区政情報> 申請書サービス> 介護保険> 介護保険事業者関係（事故報告を含む）
> 介護事業所 変更届> 各サービス 変更届

変更届等の提出の仕方①について

○ 変更届等の提出方法は、次のとおりです。

- ・ 電子申請・届出システム
- ・ メール（ kaigo-jigyoshien@city.suginami.lg.jp ）
- ・ 郵送（〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
杉並区役所介護保険課事業者係宛て）
- ・ 窓口（区役所東棟 3 階 4 番窓口）

※ 提出した控えが必要な場合は、必ず次の方法で提出してください。

窓口又は郵送にて対応します。

変更届の写し、返信用の封筒

（切手を貼ったもの又は受取人払い）

変更届等の提出の仕方②について

※ メールでの送信は、PDF化して送信してください。

（1回の送信は5メガバイトまで）

圧縮化したファイルはファイル形式によっては開封できませんので
なるべく圧縮しないでください。

サイト等からのダウンロードでは受付できません。

※ 登記事項証明書の提出方法

郵送または窓口で原本を提出してください。（メール不可）

電子申請の場合、法務省が管轄する「登記情報提供サービス」で
取得した電子データで提出することもできます。

廃止・休止届の提出期限について

- **廃止届・休止届**は廃止または休止する日の1か月前までに提出してください。様式はメールで送付します。

- ※ 利用者がいる場合は、移行先等を記載した利用者リストを提出してください。
(任意の様式に利用者氏名、移行日、移行先等を記載してください)

地域との連携等について

地域密着型の介護サービスを提供する事業者は、地域との連携が必要となります。

サービス種類	会議名称	開催時期
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	医療・介護連携会議	おおむね6か月に1回
地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	運営推進会議	おおむね6か月に1回
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護	運営推進会議	おおむね2か月に1回

※ 主な構成員

利用者、利用者家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、
区の職員、施設の管理者・相談員等

介護職員等処遇改善加算の取り扱いについて

- **介護職員等処遇改善加算**を新年度（継続・新規）に取得しようとする場合
例年であれば、取得しようとする年度開始の前々月末までに「計画書」を
提出する必要があります。

※ 令和7年4～5月分の取り扱い

4～5月分の「計画書」の提出期限は**令和7年4月15日**となります。

新規の取得や区分の変更の場合は、

「**介護給付費算定に係る体制等に関する届出書**」及び
「体制等状況一覧」の提出も必要です。

協力医療機関に関する届出書について

- **1年に1回以上**、協力医療機関と入居者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称等を届け出ることとなっています。
対象サービス：認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設
- 必要書類
 - ・ **協力医療機関に関する届出書**
 - ・ **各協力医療機関との協力内容が分かる書類（協定書等）**

電子申請、メール、郵送または持参により介護保険課事業者係に提出してください。
様式は区ホームページに掲載しています。

トップページ＞区政情報＞申請書サービス＞介護保険＞介護保険事業者関係（事故報告を含む）
＞介護事業所 変更届＞各サービス 変更届

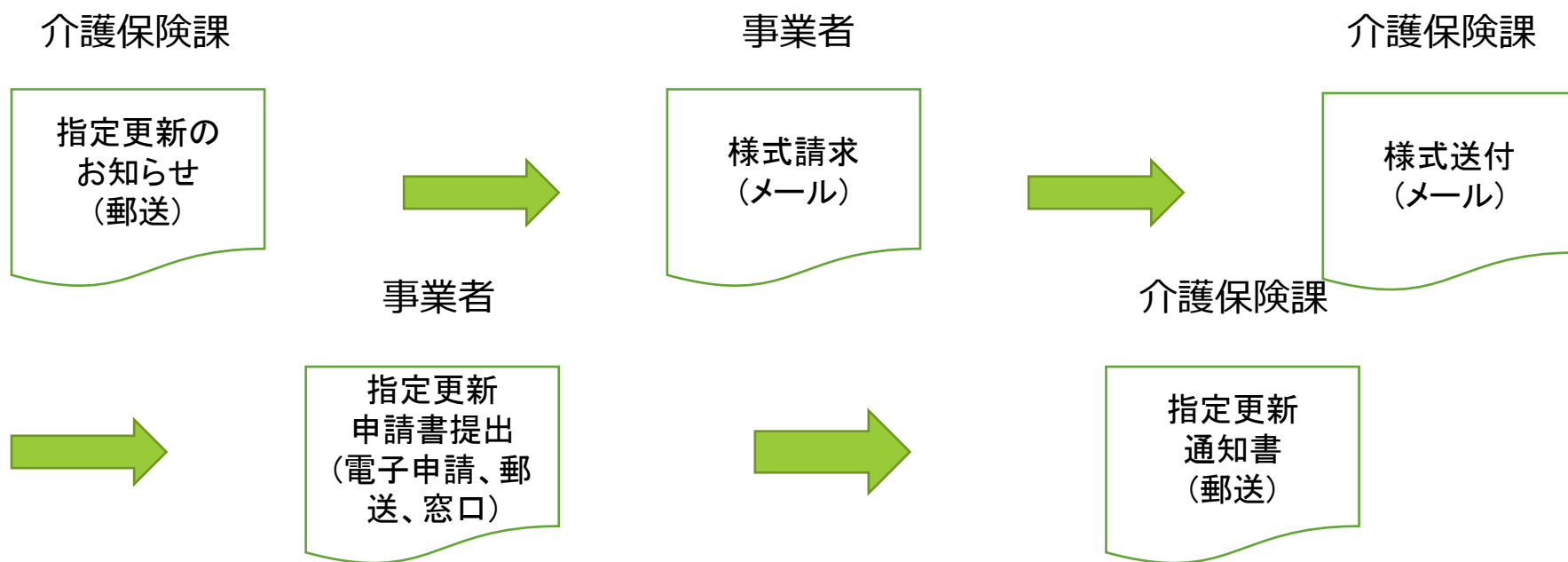
指定更新について

○ 指定更新日の4か月前の中旬に指定更新のお知らせを送付します。

(例 更新日：令和7年8月1日

お知らせ発送：令和7年4月中旬

指定更新申請書提出締め切り：令和7年5月末日)



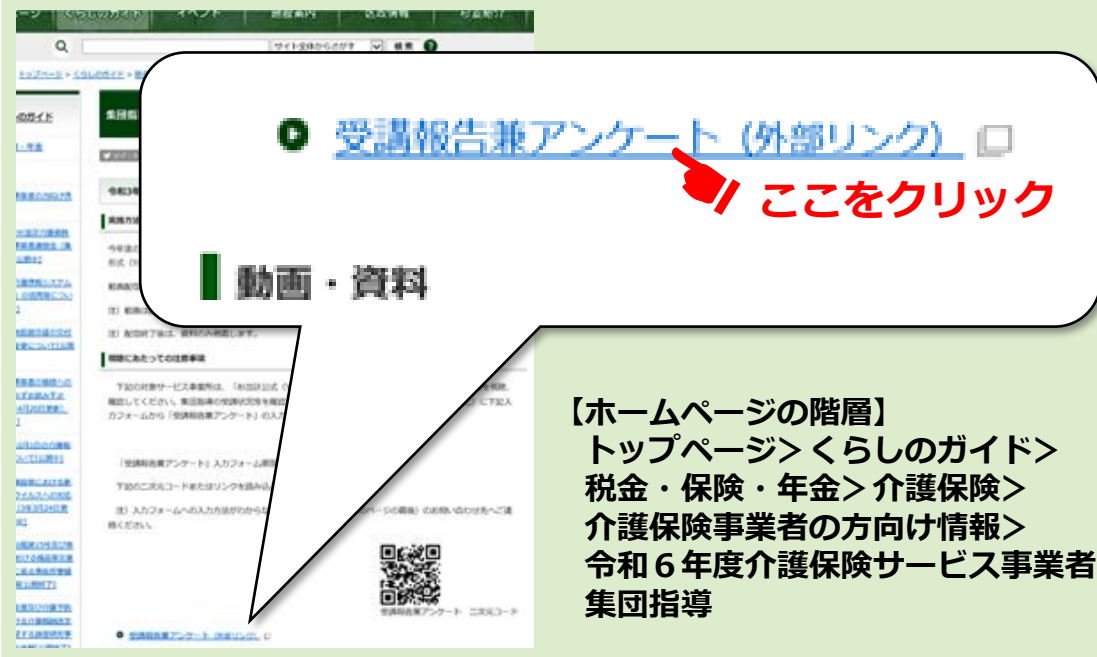
「受講報告兼アンケート」の入力のお願い

集団指導の受講状況等を確認するため、視聴後に事業所ごと（サービス種別ごと）に下記入力フォームから「受講報告兼アンケート」の入力をお願いします。

（注1）併設の事業者がある場合、それぞれのサービス事業所で回答してください。

（注2）管理者等が事業所内の回答・質問事項を取りまとめ、事業所として回答・質問してください（事業所で視聴した方全員が回答する必要はありません）。

区公式ホームページからアクセスする場合



ここをクリック

動画・資料

【ホームページの階層】
トップページ＞くらしのガイド＞
税金・保険・年金＞介護保険＞
介護保険事業者の方向け情報＞
令和6年度介護保険サービス事業者
集団指導

二次元コードを読み取ってアクセスする場合



受講報告兼アンケート 二次元コード

 **入力期限：3月31日（月曜日）まで**

ご視聴ありがとうございました。

制作・著作



杉並区